

お客さま各位

水戸証券株式会社

『契約締結前交付書面』等の一部変更について

当社では、2022年11月14日より本店所在地が変更になりますので各書面の共通事項の変更をご案内いたします。

1. 各書面の共通変更事項

変更した書面	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 「契約締結前交付書面（A）」 <ul style="list-style-type: none"> ① 「上場有価証券等書面」 ② 「個人向け国債の契約締結前交付書面」 ③ 「円貨建て債券の契約締結前交付書面」 ④ 「外貨建て債券の契約締結前交付書面」 ⑤ 「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」 ● 「契約締結前交付書面（B）」 <ul style="list-style-type: none"> 「信用取引の契約締結前交付書面」 ● 「契約締結前交付書面（C）」 <ul style="list-style-type: none"> ① 「国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面」 ② 「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」 ③ 「有価証券オプション取引の契約締結前交付書面」 ● 「契約締結前交付書面（D）」 <ul style="list-style-type: none"> ① 新規公開株式の契約締結前交付書面 ② 新規上場の転換社債型新株予約権付社債の契約締結前交付書面 ③ 新規上場の不動産投資信託（REIT）の契約締結前交付書面 ● 「発行日決済取引の契約締結前交付書面」 ● 各種「目論見書補完書面」 	<p>当社の概要</p> <p>商 号 等 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号</p> <p>本店所在地 〒112-0002 東京都文京区小石川 1-1-1</p> <p>加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会</p> <p>指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</p> <p>資 本 金 122億円</p> <p>主 な 事 業 金融商品取引業（第一種金融取引業および投資運用業）</p> <p>設 立 年 月 1947年9月</p> <p>連 絡 先 03-6739-0310（大代表）またはお取引のある支店にご連絡ください。</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。</p> <p>住 所 : 〒112-0002 東京都文京区小石川 1-1-1</p> <p>水戸証券株式会社 お客さま相談担当 電話番号：0120-813-315</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）</p>

2. 「契約締結前交付書面（A）」の変更

〔変更内容〕

・レバレッジ指数等に関する金融商品取引及び有価証券に関する「金融商品業等に関する内閣府令」の改正により、「上場有価証券等書面」を改訂しました。

新（変更後）	旧（変更前）
上場有価証券等書面	上場有価証券等書面
<p><u>レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点</u> <u>上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。</u> ・<u>上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。</u> ・<u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。</u> 	(追加)
※1～※3（現行通り）	※1～※3（省略）
<p>※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。</p>	(追加)
<p>※5 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書と同様の性質を有するものを含みます。</p>	<p>※4 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書と同様の性質を有するものを含みます。</p>

3. 「契約締結前交付書面（B）」の変更

〔変更内容〕

- レバレッジ指数等に関する金融商品取引及び有価証券に関する「金融商品業等に関する内閣府令」の改正により、「信用取引の契約締結前交付書面」を改訂しました。
- 東京証券取引所、名古屋証券取引所における市場再編にともない、『別紙 2「代用有価証券の種類、代用価格等』、『参考 信用取引の基本的な流れ』を改訂しました。

新（変更後）	旧（変更前）
<p>委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙 1「信用取引に係る手数料など諸経費一覧」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 100 万円以上が必要です（水戸ネットの場合、委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 50 万円以上が事前に必要です。）。 <p><u>レバレッジ型 E T F 等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、40%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u></p> <p>また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙 2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります</p>	<p>委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙 1「信用取引に係る手数料など諸経費一覧」に記載の委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。 委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 100 万円以上が必要です（水戸ネットの場合、委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 50 万円以上が事前に必要です。）。 <p>また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙 2「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります</p>
<p>別紙 2 代用有価証券の種類、代用価格等</p>	<p>別紙 2 代用有価証券の種類、代用価格等</p>
<p>委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 100 万円以上が必要です（注）。<u>レバレッジ型 E T F 等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、40%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u></p> <p>また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>（注）水戸ネットの場合、委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 50 万円以上が事前に必要です。</p>	<p>委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 100 万円以上が必要です（注）。</p> <p>また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>（注）水戸ネットの場合、委託保証金は、売買代金の 40%以上で、かつ 50 万円以上が事前に必要です</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p> <p>上場新株予約権付社債……………80% 〃</p> <p>上場株券……………80% 〃</p> <p>公社債投信……………85% 〃</p> <p>追加型株式投信……………80% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>単位型株式投信……………80% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>上場投資信託・上場投資証券…80% 〃 （ETF、不動産投信など）</p> <p>※ 国内投資信託のうち分配金再投資型は、当社におきましては代用有価証券となりません</p>	<p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p> <p>上場新株予約権付社債……………80% 〃</p> <p>上場株券（新興市場株券を含む）……………80% 〃</p> <p>公社債投信……………85% 〃</p> <p>追加型株式投信……………80% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>単位型株式投信……………80% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>上場投資信託・上場投資証券……………80% 〃 （ETF、不動産投信など）</p> <p>※ 国内投資信託のうち分配金再投資型は、当社におきましては代用有価証券となりません。</p>
<p>参 考 信用取引の基本的な流れ</p>	<p>参 考 信用取引の基本的な流れ</p>
<p>●-----信用取引口座の設定-----●</p> <p>信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともに、その写しの交付を受けます。</p> <p>●-----委託保証金-----●</p> <p>■売買代金の40%以上で、かつ100万円以上が必要です。</p> <p>（水戸ネットの場合は、売買代金の40%以上で、かつ50万円以上が事前に必要です。）</p> <p>■委託保証金は株券や公社債等で代用することも可能ですが、一部分を現金にしてください。</p> <p>■主な代用有価証券の掛目（前日時価に対して）</p> <p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p>	<p>●-----信用取引口座の設定-----●</p> <p>信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともに、その写しの交付を受けます。</p> <p>●-----委託保証金-----●</p> <p>■売買代金の40%以上で、かつ100万円以上が必要です。</p> <p>（水戸ネットの場合は、売買代金の40%以上で、かつ50万円以上が事前に必要です。）</p> <p>■委託保証金は株券や公社債等で代用することも可能ですが、一部分を現金にしてください。</p> <p>■主な代用有価証券の掛目（前日時価に対して）</p> <p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p>

新（変更後）	旧（変更前）
上場新株予約権付社債……………80% 〃 上場株券 ……………80% 〃 公社債投信……………85% 〃 追加型株式投信……………80% 〃（クローズド期間終了後のもの） 単体型株式投信……………80% 〃（クローズド期間終了後のもの） 上場投資信託・上場投資証券……………80% 〃（ETF、不動産投信など） ■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を翌々日正午までに当社に差し入れていただく必要があります。 （水戸ネットにおいては、委託保証金の現在価値が売買代金の25%未満となった場合、不足額を翌日の午後4時までには当社に差し入れていただく必要があります。）	上場新株予約権付社債……………80% 〃 上場株券（新興市場株券を含む） ……………80% 〃 公社債投信……………85% 〃 追加型株式投信……………80% 〃（クローズド期間終了後のもの） 単体型株式投信……………80% 〃（クローズド期間終了後のもの） 上場投資信託・上場投資証券……………80% 〃（ETF、不動産投信など） ■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を翌々日正午までに当社に差し入れていただく必要があります。 （水戸ネットにおいては、委託保証金の現在価値が売買代金の25%未満となった場合、不足額を翌日の午後4時までには当社に差し入れていただく必要があります。）

4. 「契約締結前交付書面（C）」の変更

〔変更内容〕

- ・東京証券取引所、名古屋証券取引所における市場再編にともない、「国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面」「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」「有価証券オプション取引の契約締結前交付書面」に記載の『別紙2「代用有価証券の種類、代用価格等」』を改訂しました。

新（変更後）	旧（変更前）
指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面 ○取引の方法 (3) 日中取引終了後の取引 指数先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、一部の取引を除き、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの 翌日の日中取引分 と併せて（取引日ごとに）行います。	指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面 ○取引の方法 (3) 日中取引終了後の取引 指数先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、一部の取引を除き、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの 翌日中取引分 と併せて（取引日ごとに）行います。

各書面の共通変更事項 新（変更後）	旧（変更前）
別紙2 代用有価証券の種類、代用価格等	別紙2 代用有価証券の種類、代用価格等
<p>有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p> <p>上場新株予約権付社債……………80% 〃</p> <p><u>上場株券</u>……………70% 〃</p> <p>公社債投信……………85% 〃</p> <p>追加型株式投信……………70% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>単位型株式投信……………70% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>上場投資信託・上場投資証券…70% 〃 （ETF、不動産投信など）</p> <p>国内投資信託のうち分配金再投資型は、当社におきましては代用有価証券となりません。</p>	<p>有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>国債……………95%以下</p> <p>政府保証債……………90% 〃</p> <p>地方債・社債……………85% 〃</p> <p>金融債……………85% 〃</p> <p>上場新株予約権付社債……………80% 〃</p> <p><u>上場株券（新興市場株券を含む）</u> ……70% 〃</p> <p>公社債投信……………85% 〃</p> <p>追加型株式投信……………70% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>単位型株式投信……………70% 〃 （クローズド期間終了後のもの）</p> <p>上場投資信託・上場投資証券……………70% 〃 （ETF、不動産投信など）</p> <p>国内投資信託のうち分配金再投資型は、当社におきましては代用有価証券となりません。</p>

以上